

農業の復興のための支援制度

農林振興課 ☎237090

被災した農家の農業生産の復興のため、緊急的に各種事業が創設されました。

1 無利子の資金

別表1のとおり、最長十八年間の無利子措置、償還期限

別表1

融資機関	資金名	貸付限度額	利率	償還		主な用途
				据置期間	償還期間	
日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金	年間経営費または1,200万円	無利子	6年	13年	災害復旧の長期資金
	農林漁業施設資金(災害復旧)	負担額の100%(最大1,200万円)	無利子	6年	18年	施設等の修理
	スーパーL資金	個人 1.5億円 法人 5億円	18年まで無利子(19年以降有利子)	13年	28年	長期運転資金 施設資金
農協等	天災資金	個人 250万円 法人 2,000万円	無利子	-	7年	種苗代、肥料等
	農業近代化資金	個人 1,800万円 法人 2億円	無利子	10年	18年	長期運転資金 施設資金

の延長や貸付限度額の引き上げなど、返済負担が大幅に軽減されました。特に、農林漁業セーフティネット資金は、中長期運転資金で一千二百万円までの借入で、営農や施設

等用途の自由度が高く、使いやすくなっています。資金の活用を検討している場合には、ぜひご相談ください。

2 東日本大震災農業生産対策交付金事業について

震災により被災した農業・畜産業用施設や機械、営農用資材などの復旧を行い、農業生産の復興を支援する交付金事業です。

交付金事業の実施を検討したい人は、ご相談ください。

◆対象

○被災した施設や機械、営農資材を復旧、もしくは再編する事業。

○施設や機械は、共同利用が要件。(個人資産になるものは不可)
○JA等で実施する農林水産業共同利用施設災害復旧事業の対象とならないもの。(その他、事業により規模要件等が定められている)
◆実施主体
農協、農業生産法人、五戸以上または県が認める三戸以上の農家で組織する団体(新設も可)

◆申し込み
六月十三日(月)までに農林振興課または各総合支所産業建設課(鳴子総合支所は観光建設課)まで要望書を提出。
◆被災家畜円滑処理促進事業
震災の影響により死亡した家畜の処理について、埋却・焼却経費や化製処理(専用処理場での処理)経費の一部を補助します。

◆支援メニュー

別表2のとおり
◆補助率
事業費の二分の一以内

別表2

支援メニュー	事業内容
1 土地利用型作物(稲・麦・大豆・そば等)の生産再開支援	○トラクターやコンバインなど共同利用機械のリース導入 ○乾燥調整施設など共同利用施設の改修や再編 ○肥料・農薬・育苗用資材の再調達
2 園芸作物(野菜・果樹・花き)の生産再開支援	○野菜育苗施設等の共同利用施設の改修・再編 ○パイプハウスのパイプ・ビニール、肥料・農薬等の生産資材の導入 ○果樹の植栽に必要な苗木・肥料・農薬・果樹棚等資材の導入
3 畜産経営の再開支援	○畜産施設・機械の復旧 ○共同畜産施設の改修・再編 ○共同畜産機械のリース導入
4 飼料生産の再開支援	○飼料播種機、収穫機など機械のリース導入 ○バンカーサイロ、飼料保管庫など施設の改修・再編 ○放牧地や牧柵など放牧関連施設の修理・再編

◆対象

次のいずれかの原因により死亡した家畜を、適正処理した場合に対象となります。

1 畜舎倒壊による圧死等地震の直接的な被害
2 電力や飼料供給の不足
3 ライフラインの損壊
4 飼養者の避難

◆補助の内容

1 埋却・焼却
経費の二分の一以内
※輸送費、作業員賃金、重機借上費を含む

◆化製処理の場合

・牛 ↓ 二万六千六百円/頭
・豚 ↓ 二千四百円/頭
・鶏 ↓ 五十四円/羽

◆申し込み

農林振興課および各総合支所産業建設課(鳴子総合支所は観光建設課)

被災農家向け交付金事業説明会

農林振興課 ☎237090

東日本大震災の復旧に向けた国の今年度第一次補正予算の農林水産省に係る事業の内、施設や機械、営農資材等の復旧を図る交付金事業などについて説明会を開催します。

◆日時

六月六日(月)
十三時三十分～十六時

◆場所

宮城県古川農業試験場第一会議室

◆対象

農業・畜産業で、施設や機械、営農資材等で被災された農家・団体の内、施設・機械・資材等を復旧する団体、もしくは共同利用するため新たに組織化を検討している農業者(資金と家畜処理事業は、個人も対象)

◆内容

- 1 東日本大震災農業生産対策交付金事業について
- 2 無利子の資金について
- 3 被災家畜円滑処理促進事業について
- 4 今後のスケジュール



農地等災害復旧事業の支援

農林振興課むらづくり推進室 ☎232318

震災によって農地等が亀裂、陥没、崩落などの被害を受けた場合、申請に基づいて市が災害復旧を行います。

◆対象者

農地等を所有または管理している個人

◆支援条件

工事費のおおむね10%の範囲で申請者(受益者)の負担金が必要となります。

◆申請に必要なもの

申請書、位置図、被災写真等

◆申請期間および申請先

東日本大震災による被害と認定できる一定の期間は申請を受け付けます。
農林振興課むらづくり推進室および各総合支所産業建設課(鳴子総合支所は観光建設課)に申請してください。

中小企業者への資金の融資

商工振興課 ☎237091

1 東日本大震災復興特別貸付(国の支援・新設)

東日本大震災の発生を受けて創設された制度です。直接的・間接的な被害を受けた中小企業者や風評被害等による影響を受けた中小企業者へ資金を融資します。

◆対象者

次のいずれかに該当する中

◆融資の内容

○設備 20年以内
○運転 15年以内
※据置期間を含む

◆申し込み・問い合わせ

日本政策金融公庫仙台支店 ☎02222225173
商工組合中央金庫仙台支店 ☎02222257411

別表3

利用対象者	貸付限度額	償還		利率
		据置期間	償還期間	
1 直接被害「被災証明書」等が必要	3億円(別枠)	5年以内	・設備 20年以内 ・運転 15年以内 ※据置期間を含む	基準利率より0.5%引き下げ 融資後3年間は1.4%引き下げ
2 間接被害(上記1の方と一定以上の取引がある人)	3億円(別枠)	3年以内	・設備 15年以内 ・運転 15年以内 ※据置期間を含む	基準利率より最大0.5%引き下げ 融資後3年間は最大1.4%引き下げ
3 その他(理由により、売上減少している(風評被害含む))	7億2,000万円	3年以内	・設備 15年以内 ・運転 8年以内 ※据置期間を含む	基準利率より最大0.5%引き下げ

◆融資の内容
貸付限度額 8千万円
利率 各金融機関所定利率
償還期間 経営の安定に必要な事業資金(事業再建に必要な資金を含む)10年以内(据置2年以内)
信用保証 年0.8%以下
県内に本・支店を有する都市・地方・第二地方銀行、信用金庫、信用組合、および商工組合中央金庫において受け付けを行います。